

[事案 2024-109] 保険料立替金利息返還請求

・令和7年4月14日 裁定終了

<事案の概要>

保険料立替金の利息の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成5年2月に契約した個人年金保険について、平成29年2月からの1年分の年払保険料が立替払いになり、それ以降の利息が発生したが、以下等の理由により、立替金の利息の返還を求める。

- (1) 自分は、平成29年2月から1年分の年払保険料が立替払いになっていることを知らなかった。
- (2) 立替払いに関する通知について、保険会社は、普通郵便を用いて機械的（自動的）に作成・発送していると主張しているが、自分はそれらを受領しておらず、保険会社において自分宛に発送されたという確認は全くされていない。
- (3) 保険会社の担当職員が、1年に1回でも訪問して保険料未払いの告知をしていれば、未払保険料を速やかに支払っていたはずであり、利息も発生していなかった。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 当社は、立替発生時および利息繰入時の通知や、年1回送付する総合案内において立替元利金合計を記載するなど、立替払いに関する通知をしている。
- (2) 立替払いに関する通知は機械的（自動的）に普通郵便にて発送される仕組みであり、日本における郵便制度の信頼性の高さを鑑みれば、立替払いに関する通知が一切届いていないということは考えられない。
- (3) 当社担当者は、本契約の立替払いに関する連絡を行っていないが、本社から立替払いに関する通知をしていることから、担当者にはそれを口頭で説明する義務はない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。